

公益財団法人船橋市医療公社補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般の医療機関が休診する時間帯における急病患者に対する診療業務等を行い、地域保健医療の発展に寄与することを目的とする公益財団法人船橋市医療公社（以下「公社」という。）へ補助金を交付することに関し、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか必要事項を定め、当該補助金を交付することにより事業運営の安定を図り、船橋市の地域保健医療を安定的及び継続的にを行うことを目的とする。

(補助対象経費)

第2条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、法人会計の経常費用の管理費に係る費用（以下「管理費」という。）のうち別表のとおりとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、本補助金交付要綱に基づき交付される補助金を除く、法人会計の収益の全額を補助対象外経費に充当してもなお余剰となる額を補助対象経費から控除した額とし、予算の範囲内で市長が定める。

(交付申請)

第4条 公社が、補助金の交付を受けようとするときは、公益財団法人船橋市医療公社補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度事業報告書
- (4) 前年度収支決算書
- (5) その他市長が必要とする書類

2 公社は、前項の規定により申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかで

ないものについては、この限りではない。

(交付決定の通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を公益財団法人船橋市医療公社補助金交付決定通知書（第2号様式）により、公社に通知する。

2 市長は、第4条第2項ただし書きの規定による交付の申請がなされたものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額する旨の条件を付して、交付の決定を行うものとする。

(変更等の承認申請)

第6条 公社は、前条の規定による交付決定通知を受けた後に補助事業等の計画変更（市長が認める軽微な変更を除く。）または中止（廃止）をしようとするときは、公益財団法人船橋市医療公社補助金事業計画（変更・中止・廃止）申請書（第3号様式）により、速やかに市長に承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付決定額を変更するときは、再度補助金交付決定通知書（第2号様式）により、公社に通知する。

(実績報告)

第7条 公社は、補助事業等が完了したときは、公益財団法人船橋市医療公社補助事業等実績報告書（第4号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) その他市長が必要とする書類

2 第4条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の規定による実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定により実績報告をうけたときは、その内容を審査し、公益財団法人船橋市医療公社補助金交付額確定通知書（第5号様式）により、公社に通知する。

(補助金の請求)

第9条 公社は、前条第1項の通知により、補助金の交付を受けようとするときは、公益財団法人船橋市医療公社補助金交付請求書（第6号様式）を市長へ提出しなければならない。

（交付時期）

第10条 補助金等は、第8条の規定により確定した額を補助事業等が完了した後において交付する。ただし、市長が必要と認めるときは、補助事業等の完了前に交付することができる。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第11条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、【公益財団法人船橋市医療公社補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書】（第7号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を下額して実績報告を行った場合には、この限りでない。また、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

（補助金の交付決定の取消及び返還）

第12条 公社が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき
- (2) 交付を受けた補助金を補助の交付対象となる事業以外の用途に使用したとき

（関係書類の整備）

第13条 公社は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類を補助事業等が完了した日の属する年度の翌年度から10年間整備しておかなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年７月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表

補助対象経費
①役員報酬 ②給料手当 ③臨時雇賃金 ④福利厚生費 ⑤退職給付費 ⑥旅費交通費 ⑦通信運搬費 ⑧消耗什器備品費 ⑨消耗品費 ⑩修繕費 ⑪印刷製本費 ⑫光熱水料費 ⑬賃借料 ⑭租税公課 ⑮委託費 ⑯支払負担金 ⑰保険料 ⑱会議費 ⑲雑費 ⑳燃料費 ㉑賞与引当金繰入額 上記②及び④については、船橋市からの派遣職員に係る経費は除く (補助対象外経費)。

第1号様式

公益財団法人船橋市医療公社補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長

あて

所在地

申請者 団体名

代表者氏名

補助金の交付を受けたいので、公益財団法人船橋市医療公社補助金交付要綱の規定に基づき、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助金の名称	公益財団法人船橋市医療公社補助金
補助事業等	名 称		
	目的及び内容		
	効 果		
経費所要総額		円	
交付申請額		円	
着手及び完了予定年月日		着 手 予 定 年 月 日	
		完 了 予 定 年 月 日	
添付書類		1 事業計画書	4 前年度収支決算書
		2 収支予算書	5 その他 ()
		3 前年度事業報告書	

消費税の適用に関する事項（該当するものに☑）

① 補助金交付額の算定

☐ 消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定
☐ 消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定
※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「公益財団法人船橋市医療公社補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書（第7号様式）」の提出が必要になります。（返還額が0円の場合も含む。）

② ①で「消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

☐ 免税事業者である
☐ 簡易課税事業者である
☐ 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
☐ その他 ()

第2号様式

公益財団法人船橋市医療公社補助金交付決定通知書

船橋市指令第 号
年 月 日

所在地
申請者 団体名
代表者氏名

船橋市長 印

年 月 日付申請のあった補助金の交付について次のとおり決定したので、公益財団法人船橋市医療公社補助金交付要綱の規定により通知します。

補助年度	年度	補助金の名称	公益財団法人船橋市医療公社補助金
補助事業等の名称			
経費所要総額のうち 補助の対象となる経費		円	
交付決定額		円	
交付予定時期		年 月 ・ 年 月 年 月 ・ 年 月	
交付条件		1 補助事業等の内容又は経費の配分の変更をするときは、市長の承認を得ること。 2 補助事業等を中止又は廃止するときは、市長の承認を得ること。 3 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。	

(注) 上記の決定に対して異議があるときは、速やかに文書で申請の取下げをすること。

第3号様式

公益財団法人船橋市医療公社補助金事業計画（変更・中止・廃止）申請書

年 月 日

船橋市長

あて

所在地

申請者 団体名

代表者氏名

補助事業等を計画（変更・中止・廃止）したいので、公益財団法人船橋市医療公社補助金交付要綱の規定により、次のとおり申請します。

指令年月日	年 月 日		指令番号	船 橋 市 指 令 第 号
補 助 年 度	年度	補助金の名称	公益財団法人船橋市医療公社補助金	
補助事業等の名称				
変更又は中止(廃止)の理由				
(変更の場合) 補助事業等の内容		(変更前)		
		(変更後)		
変更又は中止(廃止)年月日		年 月 日 (予 定)		
添 付 書 類				

第4号様式

公益財団法人船橋市医療公社補助事業等実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地

申請者 団体名

代表者氏名

補助事業等が完了したので、公益財団法人船橋市医療公社補助金交付要綱の規定により、次のとおり報告します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船 橋 市 指 令 第 号
補 助 年 度	年度	補助金の名称	公益財団法人船橋市医療公社補助金
補 助 事 業 等	名 称		
	内 容		
	施 行 場 所		
着手年月日	年 月 日	完了年月日	年 月 日
交付決定額		円	
既交付額		円	
補助事業等対象経費精算額		円	
添付書類	1 事業報告書 2 収支計算書 3 その他 ()		

第5号様式

公益財団法人船橋市医療公社補助金交付額確定通知書

船橋市指令第 号
年 月 日

所在地
申請者 団体名
代表者氏名

船橋市長

印

年 月 日付で実績報告のあった補助事業等について、次のとおり補助金の額を確定したので、公益財団法人船橋市医療公社補助金交付要綱の規定により通知します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船 橋 市 指 令 第 号
補助年度	年度	補助金の名称	公益財団法人船橋市医療公社補助金
補 助 事 業 等 の 名 称			
交付決定額	円		
補助対象経費精算額	円		
交 付 確 定 額	円		

第6号様式

公益財団法人船橋市医療公社補助金交付請求書

年 月 日

船橋市長

あて

所在地

申請者 団体名

代表者氏名

年 月 日交付決定のあった公益財団法人船橋市医療公社補助金を、次のとおり請求します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市指令第 号								
補助年度	年度	補助金の名称	公益財団法人船橋市医療公社補助金								
補助事業等の名称											
交付決定額											
交付確定額											
既交付額	<table border="0"> <tr> <td>年 月 日交付</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>年 月 日交付</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>年 月 日交付</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>円</td> </tr> </table>			年 月 日交付	円	年 月 日交付	円	年 月 日交付	円	計	円
年 月 日交付	円										
年 月 日交付	円										
年 月 日交付	円										
計	円										
今回請求額	円										
未交付額	円										
添付書類	1 公益財団法人船橋市医療公社補助金交付決定通知書の写し 2 公益財団法人船橋市医療公社補助金交付額確定通知書の写し 3 その他 ()										

第 7 号様式

公益財団法人船橋市医療公社補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書

年 月 日

船橋市長あて

所在地

申請者 団体名

代表者氏名

年 月 日付第号により交付決定があった公益財団法人船橋市医療公社補助金について、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付確定額

金 円

2 確定申告により確定した公益財団法人船橋市医療公社補助金に係る消費税仕入控除税額（※消費税の申告義務がない場合も 0 円を記載すること）

金 円

※ 0 円の場合はその理由について ☒

- ☐ 消費税の申告義務がない
- ☐ 簡易課税方式による申告を行っている
- ☐ 消費税法別表第 3 に掲げる法人等であって特定収入が 5 % を超える
- ☐ その他（返還額算出シートによる計算の結果、返還額が 0 円だった場合など）

3 添付資料

- ・ 返還額算出シート

（申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第 3 に掲げる法人等であって特定収入割合が 5 % を超える事業者は添付不要）

- ・ 別添 添付書類チェック表及び該当書類のとおり

別表 添付書類チェック表

※ 本用紙と併せて該当する添付書類を提出してください。

申告形式	添付書類	提出書類 に☑
消費税の確定申告の義務がない	○免税事業者であることを証する書類【任意様式】	☐
簡易課税方式により申告している場合	○消費税確定申告書（簡易課税用）（写）	☐
公益法人（一般社団法人、社会福祉法人、宗教法人）等で特定収入割合が５％を超えている場合	○消費税確定申告書（写） ○消費税確定申告書付表２（計算表）（写） ○特定収入割合を確認できる書類【任意様式】	☐
課税売上割合が９５％以上かつ課税売上高が５億円以下の法人等	○消費税確定申告書（写） ○消費税確定申告書付表２（計算表）（写）	☐
課税売上割合が９５％未満または課税売上高が５億円越の法人等であって一括比例配分方式により消費税の申告を行っている場合		☐
課税売上割合が９５％未満または課税売上高が５億円越の法人等であって個別対応方式により消費税の申告を行っている場合		☐